審査基準

平成27年4月1日作成

法	令	名:	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根	拠条	項:	第59条第9項
処	分のす	概 要:	運搬証明書の書換え
原	権	者:	徳島県公安委員会
			搬の届出等に関する内閣府令第 5 条(運搬証明書の記載事項の変
審	査 基	準:	
_			
標	準 処 理	期間:	2日
申	請	先:	徳島県公安委員会(申請書の提出先は、徳島県警察本部生活安全 企画課)
			止四味 <i>)</i>
	い合わ	せ 先:	徳島県警察本部生活安全企画課(電話 代表 088-622-3101)